

鳥取市Uターン者就職活動交通費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市Uターン者就職活動交通費支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年者 就職活動を行った日の属する年度の3月31日時点において満18歳以上40歳未満の者をいう。
- (2) 市内企業 本市に事業所を有する事業者（本市に事業所の開設を予定している事業者を含み、国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (3) 就職活動 若年者が、市内において市内企業が実施する採用試験を受験すること、市内で開催される合同就職面接会に参加すること又は市内企業に訪問活動を行うことをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、本市へのUターン就職を希望する若年者に対し、市内で行う就職活動に要する交通費の一部を助成することにより、市内企業の人材確保と若年者のUターン就職の促進を図り、人口増加により本市の活性化を促進することを目的として交付する。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、鳥取県外に居住している若年者であって、「鳥取市Uターン支援登録制度」に登録した上で、市内で就職活動を行うために県外の住所地から会場までを往復する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に關与していない者とする。ただし、国、県、市町村その他公的支援機関又は市内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けている場合は、交付対象としない。

(補助金の額等)

第5条 本補助金の額は、別表に定める額とし、予算の範囲内において交付する。

- 2 本補助金は、同一年度内において交付対象者1人につき1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続きを併合するものとする。

- 2 本補助金の交付に係る申請書の様式は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、就職活動を行った日から起算して30日を経過する日と就職活動を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、前項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 就職活動実施証明書(様式第2号)
 - (2) 交付対象者の住所地が鳥取県外であることが確認できる書類の写し
 - (3) 交付対象者が鳥取市内出身者であることが確認できる書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

(実績報告の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、地域振興局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象者が居住している都道府県					都道府県庁間の距離 (k m)	交付額 (円)
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	800 以上	15,000
山形県	福島県	鹿児島県	沖縄県			
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	500 以上～800 未満	10,000
東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県		
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県		
宮崎県						
富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	300 以上～500 未満	5,000
愛知県	三重県	山口県	愛媛県	高知県		
滋賀県	京都府	奈良県	和歌山県	広島県	200 以上～300 未満	4,000
徳島県	香川県					
大阪府	兵庫県	島根県	岡山県		200 未満	3,000

※都道府県庁間の距離計算について

鳥取県庁から各都道府県庁所在地までの距離計算については、一般道路及び有料道路の距離（最短経路）をもとに設定。